

資料
No. 1

雇用保険制度について (検討のたたき台)

雇用保険制度について（たたき台）（案）

I. 当面の優先課題

1. 適用範囲について

- 雇用のセーフティネットとしてカバーする労働者の範囲の見直しについて

【検討の方向性】

○ 非正規労働者に対するセーフティネット強化

現在、短時間労働者について、「週所定労働時間20時間以上、6か月以上の雇用見込み」という適用基準が設けられているが、特に、「6か月以上の雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいる。

こうした者に対しても雇用のセーフティネットが必要であり、離職しても受給資格を得られない層の発生は懸念されるものの、「週所定労働時間20時間以上、31日以上雇用見込み」の者については、雇用保険の適用対象にすべきではないか。

その際、離職と受給を繰り返す層の発生の防止や雇用保険財政への影響を考慮し、現行の受給資格要件は維持することとすべきではないか。

また、被保険者資格の取得の手続について、事業主の事務負担が増加することを考慮し、手続の簡素化を検討すべきではないか。

なお、一般被保険者の範囲が拡大することに伴い、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者との関係について必要な整理を行うべきではないか。

○ 雇用保険に未加入であった者への対応

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた者について、被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及して適用できることになっているが、2年以上前の期間において、事業主から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合については、2年を超えて遡及して適用できることとしてはどうか。

また、2年を超える遡及適用の対象となった労働者を雇用していた事業主のうち、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないことが明らかな場合には、保険料の納付に関し、事業主に対して一定の措置を講ずることを検討すべきではないか。

さらに、遡及適用を行うケースが発生することを防止するため、事業

主を通じて被保険者である労働者に雇用保険被保険者証を交付することを確実に履行するとともに、労働者がこれを保有しているか自ら確認することを促すなど、雇用保険の適用手続について運用面での必要な改善を図るべきではないか。

2. 財政運営について

(1) 失業等給付に係る国庫負担について

【検討の方向性】

○ 雇用保険の財政基盤の確保

失業等給付に係る国庫負担割合は、平成19年度から、暫定措置として、法律の本則（1／4）の55%（13.75%）とされている。

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済対策、雇用対策と関係が深く、政府もその責任を担うべきであり、失業等給付に係る国庫負担割合は、法律の本則である1／4とすべきではないか。

(2) 雇用保険二事業の安定的な運営の確保について

【検討の方向性】

○ 雇用失業情勢及び雇用安定資金残高の状況

平成20年度の決算後においては、雇用安定資金残高は約1兆260億円となったところであるが、平成21年度末（予算ベース）では約3,552億円、平成22年度末（概算要求ベース）では約1,146億円の見込みとなっており、雇用調整助成金をはじめ、現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策を実施していくため、雇用保険二事業の安定的な運営の確保が必要となっている。

こうした中で、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、雇用調整助成金の要件緩和が決定され、雇用保険二事業から更なる支出が必要となっており、雇用保険二事業の財源不足を解消するための方策を検討することが必要となっている。

一方で、失業等給付に係る積立金については、雇用失業情勢が厳しい中で失業等給付が増加し、平成21年度は約8,000億円取り崩すことが必要な状況となっているものの、平成22年度末における残高（概算要求ベース）は約4兆4千億円と見込まれている。

こうした状況も勘案し、雇用保険二事業の財源不足を補うため、どのような方策が考えられるか。

また、平成22年度の雇用保険二事業に係る保険料率について、どの

ように考えるか。

(3) 平成22年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

【検討の方向性】

○ 雇用失業情勢及び積立金残高の状況

平成22年度の失業等給付に係る保険料率については、厳しい雇用失業情勢が続くことが懸念される中で、失業等給付に係る収支の悪化は懸念されるものの、平成21年度の保険料率が8/1000となっていることや、積立金の状況を勘案し、弾力条項により0.4%引き下げることをしてはどうか。

Ⅱ. その他

1. 平成21年1月7日の雇用保険部会報告において「今後の課題」とされた事項（65歳以降への対処等）等について

【検討の方向性】

マルチジョブホルダーへの対応、65歳以降への対処、基本手当のあり方、高年齢雇用継続給付のあり方、教育訓練給付のあり方など、上記Ⅰ以外の諸課題については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢、高齢者雇用を取り巻く状況等を勘案しつつ、引き続き検討していくこととすべきではないか。

2. 訓練期間中の生活を保障する制度の恒久化について

【検討の方向性】

緊急人材育成支援事業として現在実施している訓練期間中の生活保障については、雇用保険を受給できない者に対する「第2のセーフティネット」として必要な施策であることから、同事業が終了する平成23年度以降は恒久的な制度とすべきではないか。

このため、給付対象者の範囲、給付の内容をはじめとする制度の基本的な仕組みについて、雇用保険の適用範囲との関係も考慮しつつ、現行事業の実施状況を十分に把握したうえで、当部会において、引き続き検討を進めていくべきではないか。